

東部・西部地域土木事務所長 様  
道路計画課長 様  
各区役所建設課長 様  
新潟駅周辺整備事務所長 様

土木部土木総務課長  
(担当 総務班)

## 令和2年度新潟市路上工事抑制期間について（通知）

このことについて、休日やイベント開催時等の交通量が多く見込まれる日や冬期間等において車線規制を伴う路上工事を抑制することにより道路の危険を防止し、道路利用者の快適で安全な交通を確保するため、路上工事の抑制について、下記のとおり実施いたします。

つきましては、道路管理者工事が路上工事抑制期間にかからないよう、計画的な工事発注や工程調整等の配慮をお願いいたします。

なお、占用事業者にも同様の通知を行います。

### 記

#### (1) 路上工事抑制期間及び対象路線

別紙「令和2年度新潟市路上工事抑制カレンダー」及び「新潟市路上工事抑制エリア図（令和2年度）」のとおりとします。

#### (2) 路上工事抑制期間の例外等

以下の場合、路上工事に係る場所を所管する区役所建設課の判断により、例外的に認めることができるものとします。

- ・緊急等やむを得ないもの
- ・「大学入学共通テスト」や「公立高等学校入学検査」において路上工事による通行規制が、受験者の通行に重大な支障を及ぼす恐れがないもの

#### (3) 東京2020オリンピック聖火リレー実施日（6月6日）及び新潟シティマラソン実施日（10月11日）について

車線規制を伴わない路上工事も抑制の対象とします。また、継続中の工事箇所については、この期間工事を中止し、当該工事施行者と協議のうえ、埋戻しや重機等を退避させるなどの措置により道路を開放し、交通規制を行うことのないよう指導願います。

#### (4) 冬期規制期間について（12月15日から翌年2月末）

冬期間における対象路線での車線規制を伴う路上工事は原則禁止としておりますが、降雪や路面凍結の恐れのない場合において、別紙1の条件を付して認めることとしますので、施工条件を遵守し、除雪作業の支障とならないよう配慮願います。

なお、緊急等やむを得ないものは別紙1の条件によらず認めます。

## 冬期規制期間における路上工事施工条件

- 1 気象状況に十分留意し、大雪注意報が発令された場合または気温が3℃を下回ることが予想される場合は工事に着手をしない。
- 2 工事施工中、大雪注意報若しくは大雪警報が発令された場合、降雪により視界が不良となった場合または気温が2℃を下回った場合は直ちに工事を中止し、速やかに路面を現状に復旧すること。
- 3 路面に雪がある場合または路面が凍結している場合は工事に着手をしない。
- 4 1日の作業時間は、午前9時から午後4時30分の間とする。なお、土(第2及び第4)・日・祝日、年末年始(12月23日から1月4日)及び大学センター試験の当日は、原則作業を行わないこと。
- 5 掘削を伴う路上工事については、埋戻し材及び埋戻し方法について、事前に道路管理者と協議すること。
- 6 工事の実施にあたっては、工事種別・施工期間・工事内容・地先名・発注者名(連絡先も含む)・施工業者名(連絡先も含む)を記入した工事看板を道路利用者が見やすい位置に設置すること。(本市「道路工事現場保安施設設置基準」による。) 

また、市民からの苦情等は占有者において速やかに誠意を持って解決をすること。
- 7 占有者は上記条件を遵守できる体制をとることとし、区役所建設課から求めがあった場合は、その内容を記載した書面を速やかに提出すること。 

なお、提出された書面の内容から、上記条件を遵守できないと区役所建設課が判断し、修正を求めた場合、修正が終了するまでは工事に着手できないものとする。
- 8 占有者は施工業者が上記条件を遵守するよう着手前に十分な指導を行うとともに、施工期間中は定期的に巡回等を行い、不備がないか監督をすること。
- 9 占有者は作業日の気象状況、気温、作業時間、苦情の有無及び処理状況を翌日の昼までに施工業者に書面で報告させ、上記条件が遵守されているか確認するものとし、必要に応じて施工業者への指導を行うこと。 

なお、占有者は施工業者から提出された報告書を1週間分にまとめ、翌週の月曜日に道路管理者に提出するものとする。